

基本的な考え

傾斜路は、車いす使用者はもとより、高齢者やベビーカーの通行等にも有効です。安全かつ円滑に昇降できるよう、適切な勾配や有効幅員を確保し、踊場や手すりの設置などに配慮する必要があります。



指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路は、次に掲げるものでなければならない。		同左	
ア	勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある傾斜路には、2の項(1)エ(ア)に定める構造の手すりを設けること。	同左	6-5 6-6 7-1
	<u>2の項(1)エ(ア)再掲</u>		
	<u>(ア) a 踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。</u>	同左	7-1
	<u>b 手すりの高さは、75センチメートル、85センチメートル以下とすること。</u>	同左	7-1
	<u>c 握りやすい形状とすること。</u>	同左	2-3
	<u>d 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。</u>	同左	2-3 2-4
イ	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる	同左	7-1
ウ	その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差	同左	7-1
エ	傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、 <u>16の項に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えず、若しくは高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合を除く。</u>	<u>傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</u> ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。	7-1 7-3

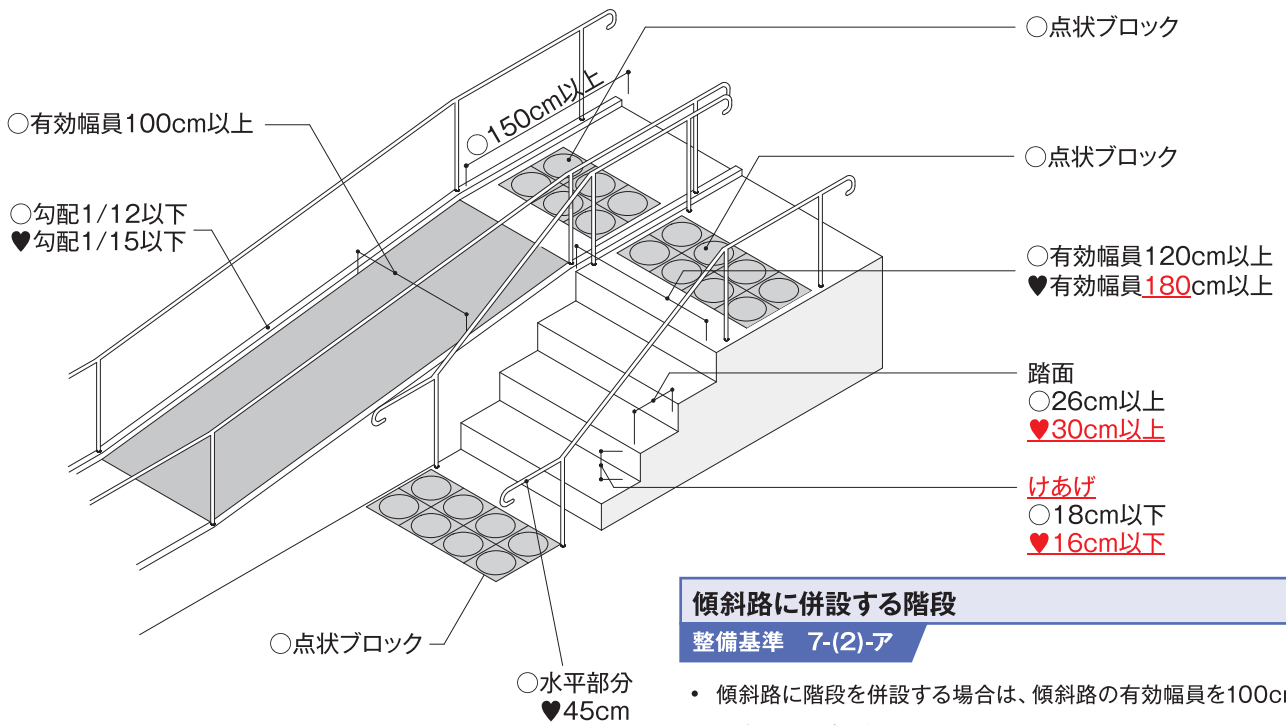
参考

参考 (意見公募対象外)

	指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
	(2) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。	同左	
ア	幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、次に掲げる階段に併設するものにあつては100センチメートル以上とすること。	同左	7-1 7-3
	(ア) けあげの寸法が、18センチメートル以下	同左	7-2
	(イ) 踏面の寸法が、26センチメートル以上	同左	7-2
	(ウ) 幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上	—	7-2
イ	勾配は、12分の1を超えないこと。	同左	7-1 7-2 7-3
ウ	高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。	同左	7-1 7-3
エ	2の項(1)エ(ア)に定める構造の手すりを設けること。	同左 ただし、高さが16センチメートル以下で、かつ、勾配が20分の1以下の傾斜路における転落のおそれがない部分を除く。	6-5 6-6 7-1
	<u>2の項(1)エ(ア)再掲載</u>		
7	(ア) a <u>踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。</u>	同左	7-1
	b <u>手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。</u>	同左	7-1
	c <u>握りやすい形状とすること。</u>	同左	2-3
	d <u>手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。</u>	同左	2-3 2-4
オ	両側に、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。	同左	7-1

(参考：関連条文) 政令第13条、政令第18条第2項第4号、平成18年告示第1497号第3、規則別表第1の2(7の項)、規則別表第5(7の項)

図7-2 階段に併設する場合

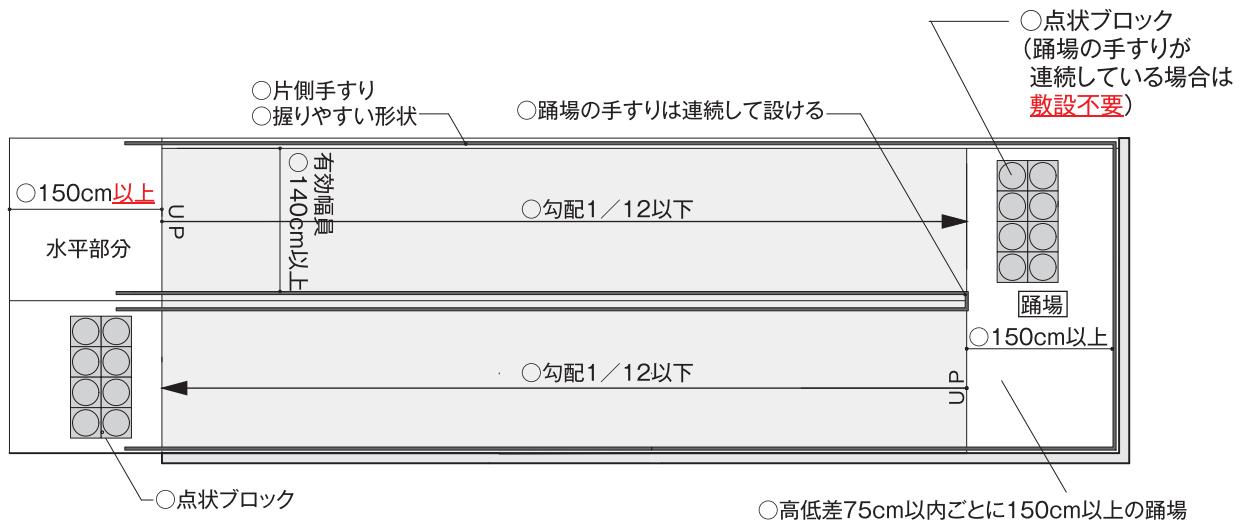


傾斜路に併設する階段
整備基準 7-(2)-ア

- 傾斜路に階段を併設する場合は、傾斜路の有効幅員を100cmとすることができる。
- なお、併設する階段については、7-(2)-アにあるとおり、けあげ、踏面、有効幅員について規定を満たす必要がある。

⇒「6 階段」を参照

図7-3 折れ曲がる傾斜路の場合



水平部分

- 傾斜路が直角その他の角度で曲がる場合には、方向が変わる場所に水平部分や踊場を設ける。

点状ブロック
整備基準 7-(1)-エ

⇒「21 視覚障害者誘導用ブロック」を参照